

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成25年2月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

同 瀬之間 康浩

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成25年1月25日

2 監査の対象

平成23年4月1日から平成24年9月30日までに執行された平成23年度上・下期分及び平成24年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成23年度定期監査対象分を除く。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成23年度上・下期分
平成24年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成25年1月25日

3 準備監査期間

平成24年10月1日から平成24年12月26日まで

4 監査の対象

平成23年4月1日から平成24年9月30日までに執行された平成23年度上・下期分及び平成24年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成23年度定期監査対象分を除く。

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 職員旅費の支給に係る事項（広域連合運営管理費の職員旅費に限る）
- (2) 平成24～25年度に係る保険料率の算定内容及び平成24年度上期までの執行状況の確認に関する事項
- (3) 資格管理事業費（被保険者証の一斉更新に係る費用等）に係る事項
- (4) 市町村への補助金支出に係る事項
- (5) 平成23年度末から平成24年度当初にかけての基金の財務処理
- (6) 一般競争入札の執行状況
- (7) 前回の定期監査（平成22年度及び平成23年度上期分）において措置を求めた事項
- (8) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成23年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 平成23年度決算状況及び平成24年度予算執行状況

1) 平成23年度決算状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,053,044,000	2,240,253,302	2,240,253,302	187,209,302	109.1
特別会計	641,225,012,000	636,091,641,473	636,091,518,814	△5,133,493,186	99.2

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,053,044,000	1,823,867,266	1,823,867,266	229,176,734	88.8
特別会計	641,225,012,000	635,181,716,543	635,181,716,543	6,043,295,457	99.1

2) 平成24年度予算執行状況 (平成24年9月30日現在)

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,369,711,000	1,646,232,702	1,236,314,251	△1,133,396,749	52.2
特別会計	685,490,726,000	319,448,172,977	315,386,829,071	△370,103,896,929	46.0

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,369,711,000	1,459,649,153	832,749,365	1,536,961,635	35.1
特別会計	685,490,726,000	677,760,321,353	272,616,280,932	412,874,445,068	39.8

※ 比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入した。

8 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成23年度及び平成24年4月から9月までである。ただし、平成23年度定期監査対象分は除いている。

今回の定期監査においては事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

平成24年度には、安定した財政運営を目的として、後発医薬品の普及啓発の充実を図るための取り組みを行ったことや、一般会計で生じた剰余金を編入する基金を設置した点は評価できる。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることが確認できた。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

(1) 補正予算の編成について

平成22年度の決算において、補正予算編成の際に歳入予算の財源更正により対応すべきものがあつたが、財源更正することによる県内市町村への影響に配慮し財源更正を行わなかったため、執行残が補正額を上回っているものがあつたため、平成23年度からは同様の事態が生じないよう事務処理を見直すよう求めた。

その後の状況を確認したところ、平成23年度分については予算の計上方法を見直し、当該国庫支出金を当初予算に計上することで、指摘事項のような事態が生じていなかったことが確認できた。

(2) 市区町村への公害健康被害の補償等の保険給付費の求償事務について

市区町村への公害健康被害の補償等の保険給付費の求償事務については、神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則に基づき、請求金額等の求償内容が確定次第、調定を行い、直ちに納入通知書により納入の通知を行わなければならないが、事務処理の遅延により一部求償手続に遅れが発生したため、同様の事態が生じないよう事務処理を見直すよう求めた。

その後の状況を確認したところ、求償案件ごとに確実に処理するため、副担当が定期的に事務処理状況について受付簿を確認する仕組みとし、その後は遅滞なく事務処理が行われていることが確認できた。

2) 措置を求める事項

(1) 神奈川県財政安定化基金への拠出金の算定について

神奈川県が設置している財政安定化基金への拠出金の算定において、本来

は療養給付費の見込額を特定期間（平成24年度及び平成25年度）の合算額の1/2で算出するべきであったが、本広域連合の平成24年度当初予算においては、単年度（平成24年度）で算出したことから、神奈川県が本広域連合の予算額を上回る事となったため、不足額について補正予算を組む事となった。今後、予算額を算定する際には、神奈川県との調整、確認を行うなど、同様の事態が生じないように処理をすること。

（2）予定価格の設定について

一般競争入札を行っている案件のなかに、落札金額と予定価格が同一になっている案件や、入札最低金額が予定価格を大幅に上回ったことにより入札不調となっている案件が見受けられた。今後は、見積書をできる限り複数の業者から徴するなど、適切な予定価格の設定を行うこと。

その他、軽微な指摘事項等があったが、その都度関係者に是正させ、事務処理の改善について指導した。